

令和元年度 第1回 守谷市都市計画審議会

協議事項(1)
生産緑地地区の買取申出について

令和元年8月1日



生産緑地制度の概要

- 市街化区域内的の農地で、良好な都市環境を確保するため、500m²以上の農地を都市計画に定め、生産緑地法で建築行為や宅地の造成を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図ることが目的です。
- 市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられています。

守谷市の生産緑地の状況

- 都市計画決定(変更)の告示日
平成14年12月20日(当初)
平成31年3月18日(最終)
- 生産緑地の指定状況(令和元年8月1日現在)
26地区 約3.1ha

生産緑地買取申出できる要件

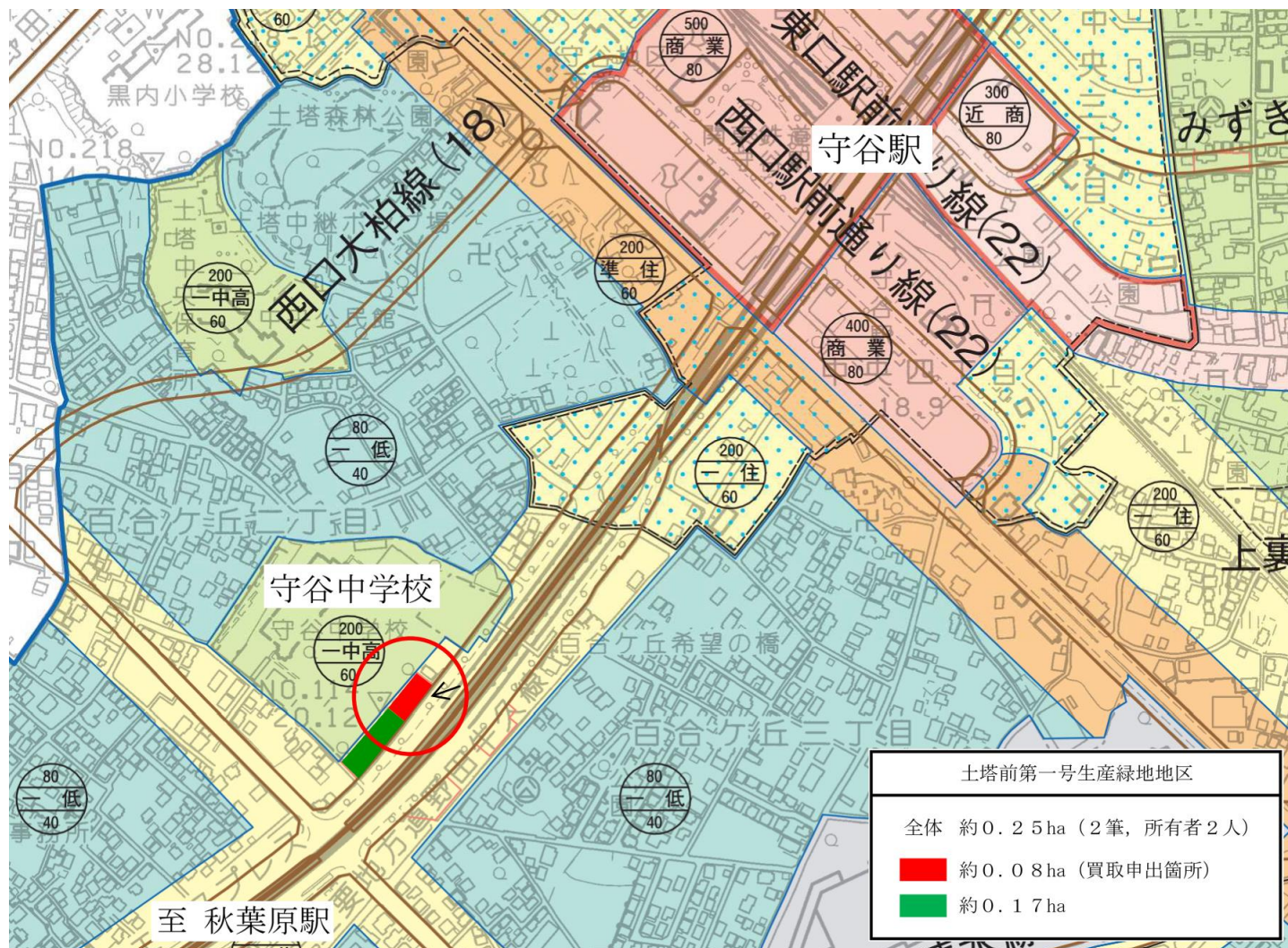
生産緑地法第10条

- 農業の主たる従事者が死亡により農業の継続が困難になったとき
- 農業の主たる従事者が身体の故障により農業の継続が困難になったとき
- 都市計画決定の告示日から起算して30年が経過したとき

※ 今回の買取申出は、農業の主たる従事者が身体の故障により農業の継続が困難になったため

土塔前第一号生産緑地地区の一部(約0.08ha)

所在地: 守谷市百合ヶ丘二丁目字土塔前2672番10



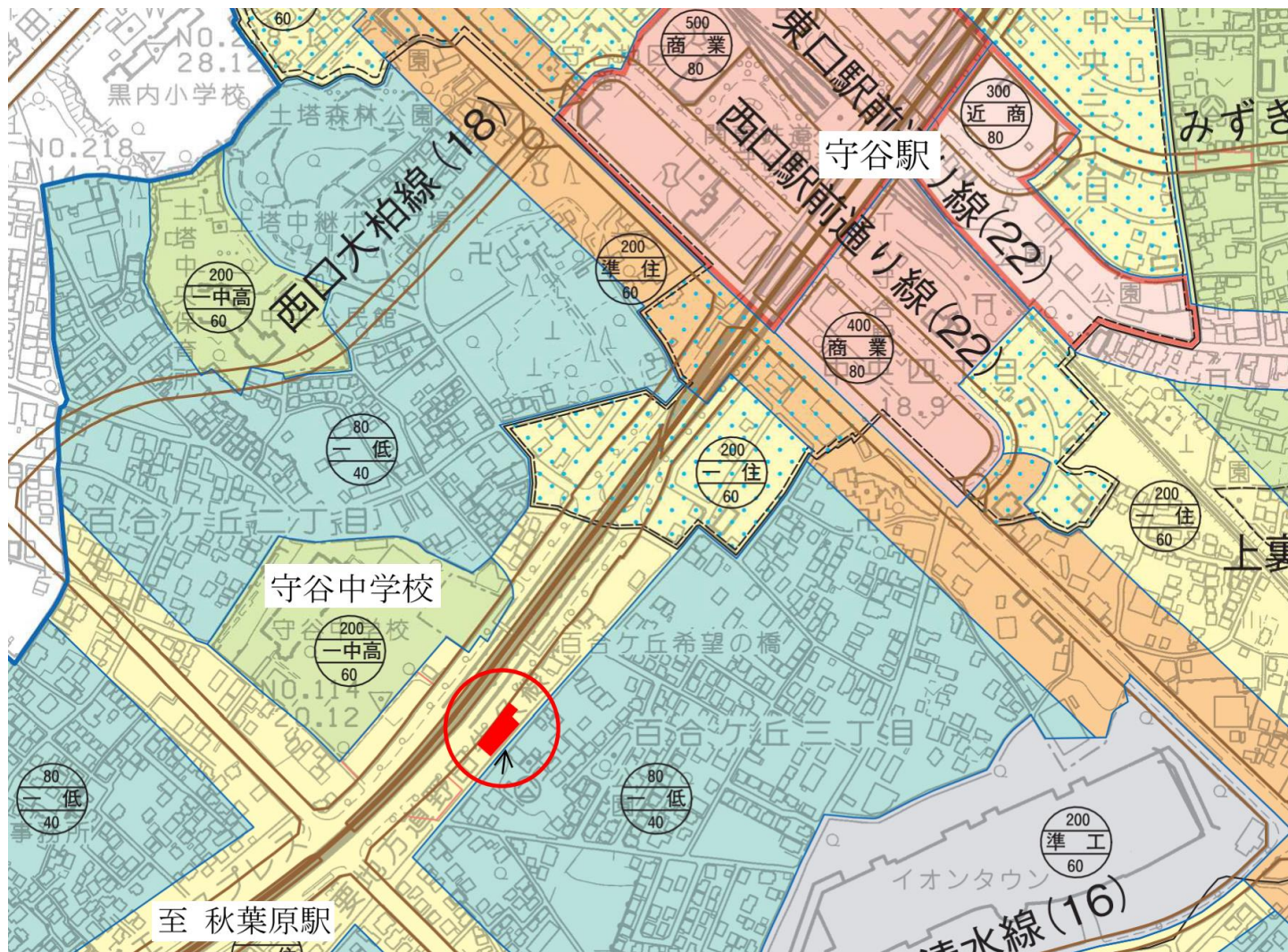
土塔前第一号生産緑地地区の現況写真





土塔前第二号生産緑地地区(約0.07ha)

所在地: 守谷市百合ヶ丘三丁目字土塔前2672番22



土塔前第二号生産緑地地区の現況写真



現在までの経緯

年 月 日	内 容
令和元年6月3日	所有者から生産緑地買取申出書の提出
令和元年6月5日	茨城県・市各課に生産緑地の買取り希望について照会
令和元年6月28日	所有者に買取らない旨の通知
令和元年7月4日	市農業委員会に生産緑地の取得の斡旋協力依頼

今後の手続き

年 月 日	内 容
令和元年9月上旬	生産緑地法に基づく行為の制限解除（斡旋が成立しない場合） ※ 建築物等の建築行為の制限が解除
令和元年9月中旬～10月中旬	都市計画変更（案）に係る茨城県事前協議
令和元年11月上旬～中旬	都市計画変更（案）の縦覧（2週間）
令和元年11月下旬	守谷市都市計画審議会（諮問）
令和元年12月中旬	都市計画変更（案）に係る茨城県本協議
令和元年12月下旬	都市計画変更告示